

名 古 屋 都 市 計 画
地 区 計 画 の 決 定

(津島市決定)

名古屋都市計画地区計画の決定（津島市決定）

都市計画愛宕地区計画を次のように決定する。

名称		愛宕地区計画					
位置		津島市愛宕町5丁目、8丁目、9丁目の一部					
面積		約6.6ha					
地区計画の目標		公共交通を活かした利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、現況で4mに満たない区間については、本地区計画において地区施設に位置づけ整備を行う。道路の整備を行い、土地利用の適正な誘導を図る。このことにより、良好でゆとりある居住環境を有する市街地を形成することを目標とする。					
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	低層住宅を主体とした土地利用と、主要地方道津島七宝名古屋線の沿道の利便性を図るため、以下の方針により土地利用を誘導する。 ①低層住宅地区 低層専用住宅を基本とし、生産緑地等の緑豊かな環境を活かした良好な住宅市街地の形成を図る。 ②一般住宅地区 住居の環境を保護することを基本とし、隣接する住宅地の居住環境に配慮しながら、自動車によるアクセス利便性を活かし、小規模な商業系施設や住宅地が立地する市街地の形成を図る。					
	地区施設の整備の方針	利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、以下の方針により地区施設の整備を誘導する。 (道路) 現況で幅員4mに満たない区間の拡幅などを「津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を活用して道路の改善を行う。					
	建築物等の整備の方針	良好でゆとりある居住・沿道環境及び景観の創出を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	配置
				道路1号	4.0m	約462m	計画図表示のとおり
				道路2号	4.0m	約347m	〃
				道路3号	4.0m	約85m	〃
				道路4号	4.0m	約144m	〃
				道路5号	4.0m	約135m	〃
				道路6号	4.0m	約103m	〃
				道路7号	4.0m	約118m	〃
	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区			一般住宅地区	
		地区の面積	約4.5ha			約2.1ha	
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 8 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)			-		
敷地面積の最低限度		160㎡			-		
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いたものとする。 屋外広告物は、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとし、災害時の安全性を確保するため腐朽又は破損しにくい材料を使用するとともに、落下のおそれのないものとする。					
垣又は柵の構造の制限		道路境界線から1.0m未満の距離に存する垣又は柵は、良好な景観を形成するように生け垣、フェンス又はその他透視性のある鉄柵等とする。ただし、その基礎で地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門柱・門扉にあっては、この限りでない。					
備考							

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由 良好な住環境の形成と保全及び適正な土地利用を計画的に誘導するため、地区計画を決定する。